

議案第77号

三朝町保育の実施に関する条例及び三朝町保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

次のとおり三朝町保育の実施に関する条例及び三朝町保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成24年11月1日

三朝町長 吉田秀光

三朝町保育の実施に関する条例及び三朝町保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

（三朝町保育の実施に関する条例の一部改正）

第1条 三朝町保育の実施に関する条例（平成19年三朝町条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前

三朝町保育所における保育に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第2項第2号の規定により、保育所における保育に関し必要な事項を定めるものとする。

(保育所における保育の基準等)

第2条 保育所（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項の認定を受けた保育所（以下「認定こども園」という。）を除く。）における保育は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であって、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

(1)～(7) 略

2 認定こども園における保育は、次の場合に行うものとする。

(1) 児童の保護者のいずれもが前項各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であって、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合

(2) 前号に掲げる場合以外の場合で児

三朝町保育の実施に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条第1項の規定により、保育の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(保育の実施基準)

第2条 保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であって、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

(1)～(7) 略

<p><u>童の保護者が保育を希望する場合（当該児童が満3歳以上の場合に限る。）</u></p> <p>3 <u>前項第2号の場合における保育は、児童が満3歳に達する日の属する年度の翌年度以降から実施する。</u></p> <p>(費用徴収)</p> <p>第3条 町長は、法第56条第3項の規定により、<u>保育所における保育</u>に係る児童の扶養義務者から、別に規則で定める額（以下「保育料」という。）を徴収する。</p> <p>(委任)</p> <p>第5条 この条例に定めるもののほか、申込手続<u>その他保育所における保育</u>に関し必要な事項は、町長が別にこれを定める。</p>	<p>(費用徴収)</p> <p>第3条 町長は、法第56条第3項の規定により、<u>保育の実施</u>に係る児童の扶養義務者から、別に規則で定める額（以下「保育料」という。）を徴収する。</p> <p>(委任)</p> <p>第5条 この条例に定めるもののほか、申込手続<u>その他保育の実施</u>に関し必要な事項は、町長が別にこれを定める。</p>
---	---

(三朝町保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 三朝町保育所の設置及び管理に関する条例（平成19年三朝町条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下この条において「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下この条において「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項（以下この条において「削除条項」という。）を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項（以下この条において「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに削除条項を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条項を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲

まれた部分に改める。

改正後	改正前														
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 保育所の名称及び位置は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="276 651 746 972"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>みささこども園</td><td>三朝町大字横手 37番地1</td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr></tbody></table> <p>(認定こども園)</p> <p>第3条 <u>町長は、就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するため、保育所を就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項の認定を受けて、認定こども園とすることができる。</u></p> <p>(定員)</p> <p>第4条 略</p>	名称	位置	みささこども園	三朝町大字横手 37番地1	略		<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 保育所の名称及び位置は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="845 651 1316 972"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>三朝保育園</td><td>三朝町大字山田 611番地1</td></tr><tr><td>東保育園</td><td>三朝町大字片柴 1336番地1</td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr></tbody></table> <p>(定員)</p> <p>第3条 略</p> <p>(保育時間)</p> <p>第4条 <u>保育所の保育時間は、午前7時15分から午後6時30分までとする。ただし、地域における保護者の労働時間その他家庭の状況を考慮して、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。</u></p>	名称	位置	三朝保育園	三朝町大字山田 611番地1	東保育園	三朝町大字片柴 1336番地1	略	
名称	位置														
みささこども園	三朝町大字横手 37番地1														
略															
名称	位置														
三朝保育園	三朝町大字山田 611番地1														
東保育園	三朝町大字片柴 1336番地1														
略															

(休所日)

第5条 保育所（認定こども園を除く。）
の休所日は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)～(3) 略

2 保育所（認定こども園に限る。）の休所日は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 三朝町保育所における保育に関する条例（平成19年三朝町条例第25号）第2条第2項第1号に規定する場合により保育を受ける場合（規則で定める場合を除く。） 前項各号に掲げる日

(2) 三朝町保育所における保育に関する条例第2条第2項第2号に規定する場合により保育を受ける場合及び規則で定める場合 前項各号に掲げる日及び土曜日

3 前2項の規定にかかわらず、町長が特に必要と認めるときは、休所日を変更し、又は臨時に休所日を設けることができる。

(保育時間)

第6条 保育所（認定こども園を除く。）
の保育時間は、午前7時15分から午後6時30分までとする。

2 保育所（認定こども園に限る。）の保育時間は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 三朝町保育所における保育に関する

(休所日)

第5条 保育所の休所日は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)～(3) 略

2 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要と認めるときは、休所日を変更し、又は臨時に休所日を設けることができる。

る条例第2条第2項第1号に規定する場合により保育を受ける場合（規則で定める場合を除く。） 午前7時15分から午後6時30分まで

(2) 三朝町保育所における保育に関する条例第2条第2項第2号に規定する場合により保育を受ける場合及び規則で定める場合 午前8時15分から午後4時15分まで

3 前2項の規定にかかわらず、地域における保護者の労働時間その他家庭の状況を考慮して、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第7条 町長は、保育所の設置の目的を効果的に達成するため、保育所のうち賀茂保育園の管理を指定管理者に行わせるものとする。

2 前項の規定により賀茂保育園の管理を指定管理者が行う場合におけるこの条例の適用については、第5条第3項及び前条第3項中「町長が特に必要と認めるとき」とあるのは、「町長が特に必要と認めるとき又は指定管理者が町長の承認を得たとき」とする。

(指定管理者が行う業務)

第8条 指定管理者は、賀茂保育園における次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 保育所における保育に関する業務
- (2)及び(3) 略

(指定管理者による管理)

第6条 町長は、保育所の設置の目的を効果的に達成するため、第2条に規定する保育所のうち賀茂保育園の管理を指定管理者に行わせるものとする。

2 前項の規定により賀茂保育園の管理を指定管理者が行う場合におけるこの条例の適用については、第4条及び前条第2項中「町長が特に必要と認めるとき」とあるのは、「町長が特に必要と認めるとき又は指定管理者が町長の承認を得たとき」とする。

(指定管理者が行う業務)

第7条 指定管理者は、賀茂保育園における次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 保育の実施に関する業務
- (2)及び(3) 略

(町長による管理)

第9条 第7条の規定にかかわらず、町長は、指定管理者が賀茂保育園の管理に係る業務を行うことができないと認めるときは、当該業務を行うことができる。

(委任)

第10条 略

(町長による管理)

第8条 第6条の規定にかかわらず、町長は、指定管理者が賀茂保育園の管理に係る業務を行うことができないと認めるときは、当該業務を行うことができる。

(委任)

第9条 略

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。